



2018年11月30日

各 位

会 社 名 前 田 工 織 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 前 田 征 利
(コード番号:7821 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員
経 営 管 理 本 部 長 齊 藤 康 雄
(TEL. 0776-51-3535)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年11月30日開催の取締役会において、2018年12月19日開催予定の第46期定時株主総会に下記のとおり定款変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開および事業内容の多角化に対応するため、目的事項を追加するものであります。(第2条)
- (2) 当社グループを取り巻く経営状況や経営環境の変化に対応し、企業統治およびリスク管理を強化する目的として、代表取締役を2名体制としたことによる株主総会および取締役会の招集権者および議長について変更するものであります。(第14条、第23条)

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018年12月19日(水曜日)
定款変更の効力発生日	2018年12月19日(水曜日)

以上

<別 紙>

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～27. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>28. 不動産の賃貸および管理業</u></p> <p><u>29. 産業廃棄物収集運搬業</u></p> <p><u>30. 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～27. (現行どおり)</p> <p><u>28. 医薬品、医薬部外品、医療機器、医療用具、健康食品、化粧品</u>の製造、販売</p> <p><u>29. フィッシュミールおよび魚油</u>の製造、販売</p> <p><u>30. 不動産の賃貸および管理業</u></p> <p><u>31. 産業廃棄物収集運搬業</u></p> <p><u>32. 前各号に附帯する一切の事業</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>代表取締役のうち、あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役のうち、あらかじめ取締役会で定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>